

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社A S t a r	—	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内13階	R7.8.8 ～ R7.11.7 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正または不誠実な行為)	令和6年9月30日、当庁と株式会社A S t a rは「メラネシアにおける電子海図整備状況調査事業」の請負契約を締結した。 契約後、当庁から再三にわたり仕様に基づく会議の開催や事業計画の見直し、資料の修正を求めるも、これに応じず条理を逸脱した対応を続け、事業の進捗に大幅な遅れを生じさせた。 このような状況が続いたことから、令和7年3月18日及び3月24日、当庁から同社に必要書類の提出を求めた契約履行にかかる要請を文書により通知するも履行期限である令和7年3月28日までに仕様書に適合する成果物の納品がなかったため、令和7年3月28日付けで契約解除したもの。
株式会社グンエイ	—	群馬県太田市飯田町812番地	R7.8.8 ～ R7.11.7 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第8号のイ (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社グンエイ代表取締役及び関東建設工業(株)営業部長らは、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。
多野産業株式会社	—	群馬県藤岡市藤岡1858番地1	R7.8.8 ～ R7.11.7 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	多野産業株式会社の代表取締役は、令和6年6月頃、群馬県藤岡市が発注した公共工事の一般競争入札を巡り、非公開の最低制限価格を藤岡市副市長から入手したとして、令和7年5月13日、群馬県警察に官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ	—	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号	R7.9.5 ～ R7.11.4 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	株式会社ADKマーケティング・ソリューションズは、公正取引委員会により、令和7年6月23日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として排除措置命令が行われた旨公表された。
小池建設株式会社	—	長野県飯田市下久堅下虎岩3089番地2	R7.10.6 ～ R7.11.5 1ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	小池建設株式会社及び同社代表取締役（当時）が、令和5年7月10日「飯田市維持修繕工事」の現場において、他の事業者から派遣された労働者が、コンクリート破断作業中に右足部挫創を負った労働災害が発生したことについて、飯田労働基準監督署長へ労働者死傷病報告書の提出を怠った。 このことにより、労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和7年4月23日、飯田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
株式会社ティーバランス	—	東京都足立区綾瀬3-21-13	R7.10.6 ～ R7.11.5 1ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	株式会社ティーバランスは、東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8条第1項に規定する施工体制台帳及び同条第4項に規定する施工体系図に事実と異なる監理技術者の氏名を記載し、発注者に提出し、発注者から指摘されるまで施工体制台帳等の変更を行わなかった。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より指示処分を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
丸浜舗道株式会社	—	山梨県甲府市東光寺一丁目7番8号	R7.10.6 ～ R7.11.5 1ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	丸浜舗道株式会社は、山梨県から請け負った主任技術者を工事現場に専任で置くことが必要な工事に配置した主任技術者を、甲府市上下水道局から請け負った2件の工事に、工期が重複しているにもかかわらず配置し、施工に当たらせていた。 このことが、建設業法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年5月9日、山梨県知事から指示処分を受けた。
株式会社大達土木	—	東京都江戸川区西篠崎2-24-11	R7.10.6 ～ R7.12.5 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	株式会社大達土木は、東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握しながら、建設業法第24条の7第1項及び第2項に違反して、これらの下請業者に対する指導等を怠った。 また、別の東京都内の複数の公共工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。 さらに、別の東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳について、事実と異なる施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出した。 これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より25日間の営業停止処分を受けた。